

# 65歳以上で公的年金を受給されている方へ

## 市・県民税(住民税) 公的年金からの特別徴収制度

65歳以上で公的年金を受給されている方の市・県民税(均等割額と所得割額)は、年金から天引きする特別徴収制度が適用されます。特別徴収へのご理解をお願いします。

問い合わせ/市民税課特別徴収担当・普通徴収担当(内線2254~2257)

### ■平成29年度から特別徴収の対象となる方

平成29年4月1日において、老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳(昭和26年4月2日~昭和27年4月1日生まれ)の方で、公的年金等所得に係る市・県民税の納税義務のある方は、10月支給分の年金から特別徴収になります。

平成29年度の市・県民税の税額のうち半分は、従来どおり納付書や口座振替での納付となります。  
※介護保険料が年金から天引きされていない方や、天引きされる市・県民税の税額が老齢基礎年金等の額を超える方は特別徴収の対象となりません

	普通徴収		特別徴収(天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の1/4	同左	年税額の1/6	同左	同左

※年度前半において年税額の1/4ずつを6・8月に普通徴収、年度後半において年税額から普通徴収した額を差し引き、10・12・2月における老齢基礎年金等の支給月ごとに特別徴収します

### ■前年度より継続して特別徴収されている方

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額の総額(4・6・8月の徴収分)は「前年度の公的年金等にかかる年税額の2分の1に相当する額」となります。平成28年10月から特別徴収が継続している方は、平成29年4・6・8月の年金支給時に前年度年税額の6分の1ずつを仮徴収します。

	特別徴収(天引き)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	前年度年税額の1/6	同左	同左	年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3	同左	同左

※4・6・8月においては、前年度年税額の1/6を、10・12・2月においては年税額から当該年度の4・6・8月で仮徴収した額を差し引いた額の1/3ずつを、老齢基礎年金等の支給月ごとに特別徴収します。

## 平成29年度 市・県民税に関する所得・課税証明書等の発行について

平成29年度市・県民税に関する所得・課税証明書等の発行は、6月上旬(普通徴収納税通知書発送後)からです。ただし、特別徴収(市・県民税が給与から天引き)の方は対象者本人に限り、5月中旬(特別徴収納税通知書発送後)から発行できます。

■手数料(1通)	所得証明書・課税証明書・非課税証明書・納税証明書=150円 所得課税証明書=300円
■発行窓口	市民税課・吹上支所市民グループ・川里支所地域グループ・市民サービスコーナー
■取扱時間	証明書の即日交付は、平日=8時30分~17時15分、土曜日=8時30分~12時となります。 ※吹上支所市民グループ、川里支所地域グループは平日のみ

